

令和5年（ネ）第4144号

控訴人（第1審原告） 閲覧制限により非開示

被控訴人（第1審被告） W 外1名

控訴理由補充書

2023年10月18日

東京高等裁判所第24民事部ハ係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 山本 裕夫

【目次】

第1 被控訴人Wのエントラップメント型ハラスメントにより控訴人を深く傷つ

けたこと	3頁
1 はじめに	3頁
2 性暴力の被害の実際（甲58）	3頁
3 X氏意見書	5頁
(1) エントラップメント型性暴力、地位・関係性を利用した性暴力被害の特徴	6頁
(2) 本件はエントラップメント型の典型的なプロセスを経ていること	6頁
ア フェイズI	6頁
イ フェイズII	7頁
ウ フェイズIII	11頁
エ フェイズIV、フェイズV	12頁
4 ハラスメントの構造とプロセスを踏まえた評価をなすべきこと	13頁
(1) 大学院におけるハラスメントの特異性	13頁
(2) 性暴力のプロセスが傷付きを累積させること	14頁

(3) まとめ	14頁
第2 原判決がセクハラに関する基本的視点を欠いていること	15頁
1 原判決が被害と被害者に対する理解を欠いていること	15頁
2 二次加害に対しても基本的な理解を欠いていること	16頁
第3 被控訴人らが控訴人を退学に追い込み、その学習・研究の機会を奪ったこと	18頁
1 退学に至った理由	18頁
2 原判決の誤り	19頁
3 ハラスメントは退学の決定的な要因であること	21頁

控訴理由は控訴理由書に記載したとおりであるが、以下、補充する。

第1 被控訴人Wのエントラップメント型ハラスメントが控訴人を深く傷つけたこと

1 はじめに

控訴理由書第1の2（1）及び第2の2（とくに（1））において述べたとおり、控訴人は原審において、被控訴人Wが個々のハラスメント行為、とりわけ、異様な入試の実態と恩着せ発言のもとでの異常な聽講命令、罵倒と依怙贔屓を通じての支配の強化のうえでハラスメント行為を積み重ねたうえで、控訴人に対する支配を強化し、被害を拡大していったことを指摘したのに対し、原判決はハラスメント行為の積み重ねのプロセスをほとんど無視し、個々の事象を分離して違法性判断をしており、全体としてのハラスメントとその被害の実情を見失っていることを指摘した。

2 性暴力の被害の実際（甲58）

こうした原判決の見方の誤りについては、すでに提出した甲58『性暴力被害の実際』がつとに指摘しているところである。

（1）その第3章「畠にかける加害者 エントラップメント」においては、「望まない性交」に至るプロセスとして「エントラップメント型」、つまり畠にかけるというプロセスが最も多く見られるとし、その特徴として以下の点を挙げている（43～44頁）。

- ・ある加害者たちは、当事者に対して自分の価値を高めて権威づけようとする
- ・別の加害者たちは、当事者を脅し貶める言葉を使って弱らせ、力関係の上下を作り出していた
- ・当事者は会話の中で、気づかぬうちに上下関係を作り出され、加害者に逆らうことができない状態に追い込まれていく
- ・特に、もともと顔見知りで、加害者が当事者よりも地位が高い場合、すでに力関係の上下がある。

（2）さらに第4章「地位・関係性を利用した性暴力 社会的抗拒不能」においては、エントラップメントのプロセスを、地位関係性のある場合に限ってさらに検討し、地位・関係性を利用した性暴力の実際を明らかにし、これを大きく5

つのフェイズで説明している。

①フェイズI：「性暴力被害が発生する前の加害者と被害者の関係」

AS 加害者が被害者に対して評価や指導を行う立場にあり、一方では、被害者は加害者を尊敬・信頼し、さらに、加害者は周囲からも信頼や尊敬を得ていて、加害者と被害者の間には明確な上下関係・権力関係があり、加害者は被害者に対して優位な立場にあるが、その優位性は加害者に対する周囲からの肯定的な評価によって一層強固なものとなっている。

②フェイズII：「性暴力が発生する前段における加害者の動き」

加害者はその優位な立場を利用して、被害者に対して性暴力加害の予兆となるような行動を取る。その予兆的な行動として「セクハラ、モラハラを行う」「飲酒させる」「密室を作る」の三種類の行動が見られ、セクハラ、モラハラを日常的に繰り返し行い、場合によってはそれが常態化している。「飲酒させる」「密室をつくる」は性暴力加害の直前に見られることが多い。性暴力加害は突発的に生じるわけではなく、加害者は被害者に対し予兆的行動をとるのであり、その延長線上に性暴力加害が発生する。

③フェイズIII：「性暴力被害の発生」

性暴力が実際に発生する段階を示している。この段階で注目すべきは、地位・関係性を利用した性暴力においては、被害者は明確な抵抗を行うことが難しいという点である。そこでは、上司・部下という関係性が、加害者の予兆的行動をエスカレートさせ、性暴力被害を生じさせたのであり、地位・関係性を利用した性暴力において、上司や先輩による性暴力加害が発生する背景には、単純な「地位・関係性」だけが存在しているのではなく、周囲からの高い評価や部下からの信頼・尊敬などを総動員して、加害者は性暴力に及ぶのであり、このとき被害者は、それらの複合的要因により抗拒不能（社会的抗拒不能）な状況に置かれることになる。

④フェイズIV：「性暴力が発生したあとにおける加害者の動き」

性暴力被害が発生したあと、加害者は自らの性暴力加害を正当化する行動に及ぶ。その正当化のパターンとして、「恋愛感情・行為の表明」「指導者としての義務」「被害者への心理的依存」が見られる。

⑤フェイズV：「被害者による性暴力の自覚と告発」

フェイズIVの正当化の理屈は最終的には破綻し、被害者は告発へと歩みを進める。しかし、現状では、組織が加害者をかばう状況が見られ、すべてにおいて適切な処分が行われているとはいえない。加害者は企業や大学などにおいて周囲から高い評価を受けていることが多いが、そのことが被害者による被害の告発を妨害することがある。

(3) こうして、地位・関係性を利用した性暴力は、単に立場の優位性を利用しただけの性暴力なのではなく、加害者に対する周囲からの評価や予兆的行動、性暴力加害の正当化などを伴う構造化された暴力である。したがって、地位・関係性を利用した性暴力を理解するにあたっては、加害者の組織内部での地位だけに着目するのではなく、それとともに性暴力被害がどのようなプロセスを経て発生したのかということを、性暴力発生前の予兆的行動や、発生後の加害者による正当化などを捉えつつ分析していくことが必要である。

3 X氏意見書

今般さらに、█████████████████████ ハラスメントとその被害について多くの研究実績のある █████ 大学 █████ 学部 █████ 学科の █████ で █████ 、██████████、██████████ 博士でもある X氏 に対し、控訴人が大学院の入学試験受験後、および大学院在学中に経験したく個々のハラスメントの積み重ねが、セクシュアル・ハラスメントの発生にどのような影響をもたらしたか>という点について意見照会をしたところ、同 █ 教授より『性暴力被害を受けた被害者の心理状態に関する意見書』（甲 7 9。以下「X氏意見書」という。）を頂戴した。

これによれば、同意のない・望まない性的な行為や発言はすべて性暴力（北九州市 WEB サイト、「性的同意」「性暴力」ページ内、2022）だと考えられ、「俺の女にしてやる」という発言（訴状 4 ページ）およびそのあとの行動（原告陳述書 29 ページ）は、控訴人が身の危険を感じることが十分に理解できる、性暴力であるとし、「エントラップメント型性暴力」あるいは「地位・関係性を利用した性暴力被害」の特徴を前提に、その「性暴力」の発生に、それまでのハラスメントがもたらした影響について検討した結果として、本件において性暴力被害を受けた控訴人の被害者としての心理状態は、その特徴に当たっているとされる（甲 7 9 の 1 頁）。以下にその概略を述べる。

(1) エントラップメント型性暴力、地位・関係性を利用した性暴力被害の特徴

フェイズの分析の前に、**X氏**意見書は以下の2点について述べる。

ア **X氏**意見書は、性暴力、特に地位・関係性を利用した性暴力被害の特徴として、実際に性的な行為や発言が行われたその時のみならず、一定のプロセスを経て発生することの多い被害であり、また、継続することの多い被害であることを指摘する。そして、「エントラップメント型性暴力」では、加害者が被害者に対し、会話など日常的なやり取りの中で自分を権威付け、被害者を貶め弱体化させていき、そして、上下関係ができたうえで、それを利用して被害者の逃げ道をふさぎ、それまで話していた内容に突然的な話題を挟み込み、被害者が戸惑っているあいだに性的行為を強要するとしている（甲79の1～2頁）。

イ **X氏**意見書は、また、ハラスマントは、被害を受けた側が不快な感情を抱けば成立するとする。それは、地位・関係性の権力勾配がある場合、被害を受けた側と加害をした側では見えている世界が異なるためであり、立場が上の者の発する言葉が、立場の下の者にどのように聞こえるか、という点が重要であるために、被害を受けた側の心情が重視されるとする（甲79の2～3頁）。

(2) 本件はエントラップメント型の典型的なプロセスを経ていること

そしてそのうえで、**X氏**意見書は、地位・関係性を利用した性暴力被害のプロセスには、甲58のとおり5つのフェイズがあるとし、被控訴人**W**のハラスマント行為の展開は、こうしたフェイズの進行によく符合するものであり、本件は、「地位・関係性を利用した性暴力被害」の典型的なプロセスを経ていると考えられると結論づけている。

ア フェイズI

（ア）性暴力被害が発生する前の加害者と被害者の関係であり、被害を容易にする関係性の形成はその時点から始まる。というのも、多くの場合、加害者は被害者にとって評価・指導をするポジションにあり、また、世間からは信頼・尊敬されている人物であることが多く、加害をした側が世間から信頼・尊敬されている場合、被害者は、加害者との単純な地位・関係性の上下だけではなく、同じコミュニティの中で、加害者よりもさらに弱い立

場に置かれることになる（甲79の2頁）。

(イ) 本件においては、被害者である控訴人が、被控訴人Wよりも立場が下であることは明白である。すなわち、被控訴人Wは入学前から、控訴人が入学を希望する大学院の教員であり、控訴人は、これから文壇を目指す受験生、あるいは学生であり、控訴人は当然のことながら、被控訴人Wより立場が下にあることは明らかである。

そのうえ、被控訴人Wは、入学試験の面接中、「あなたは何もわかっていないから聽講にきなさい」と伝え（原告陳述書4ページ）、入学試験中というまだ合否の決まっていない立場の弱い状況の受験者に、他の教員の面前で述べることは、被害者にとっては「この人に従わないといけないのでは」と思わせる、上下関係を固定化させる言動として機能することになる。

さらにその後も被控訴人Wは、入学までのあいだも指導教員のようにふるまい、入学後も、指導教員として指導を行う立場にあるのであり、控訴人と被控訴人Wの関係は、常に明確に、評価をする側とされる側として位置づけられる。しかも、被控訴人Wは、著名な文芸評論家であり、世間から信頼・尊敬される存在であったから、控訴人と被控訴人Wの関係は、単純な地位・関係性の上下だけではなく、被控訴人Wに嫌われたならば自分の将来が妨げられるかもしれないと控訴人が思うほどに、強い上下関係であったと推察される（甲79の3頁）。

イ フェイズII

(ア) 性暴力被害が発生する前段における加害者の動きであり、多くの場合、様々なセクシュアル・ハラスメントやモラル・ハラスメントなどの各種ハラスメントの言動、あるいは飲酒をすすめる行動、密室を作り出しそこに呼び出す行動が見られ、被害を受けた人は、相手を信頼しているために、あるいは指導の延長かのように思われるため、それらの予兆的行動に対して強く拒否することは困難な状況にある。そして予兆的行動があるからこそ、その後の抵抗もまた、難しくなるとされる（甲79の2頁）。

(イ) 本件の「大学院の入学試験受験後、および大学院在学中に経験した個々のハラスメントの積み重ね」がフェイズIIに該当する（甲79の3～5

頁)。

a 繰り返される身体的接触

前述したとおり、性暴力が発生する段階には、加害者から被害者に対するセクシュアル・ハラスメントやモラル・ハラスメントなどの各種ハラスメントの言動がみられる。本件では、一審で認められた限りにおいても、合格以降、入学前にも飲み会において頭や肩及び背中を触っている（判決文 18 ページ）。本来、教員が学生の身体を触ることには、大変慎重である必要がある。教員と学生では上下関係があるため、学生は教員に嫌だということが難しい状況に置かれるためである。心理学では、

「境界線」という概念があり（野坂・浅野, 2016）、これは「個人の安心、安全を守るために、人のからだや持ちもの、気持ち、行動の周囲に引かれている目に見えない想像上の線」のことであり、身体の境界線の概念では、自分のからだは自分のものであり、いつ、どこで、だれにどの部分を触らせるかは、自分が決めてよいことである。人は、お互いの安心や安全を尊重するために、身体的境界線を含む様々な境界線を尊重するのであり、同意なく境界線を越えることは、他者の安心や安全を阻害する、暴力的な行為というべきである。だからこそ、特に、拒否や不快を示しにくい上下関係のある間柄では、身体に触れるということには気を付ける必要があるが、原告陳述書の 15 ページを読む限り、控訴人は、あからさまに体を反らしていて、これは、明確に拒否を示すことの難しい上下関係のある中で、示せるできる限りの拒否を示していたと考えられるのに、被控訴人 W はやめておらず、セクシュアル・ハラスメントを継続している。セクシュアル・ハラスメントの加害者と被害者の視点は、しばしばそれ違い、それは、加害者に自分の将来を握られている状態の被害者は、加害者に明確な拒否を示すことが難しく、加害者はそれを「拒否されていない」「相手だって楽しんでいた」と誤って認識するためにはかならないのであり、だからこそ、セクシュアル・ハラスメントにおいては、被害者がどう感じたかが重視されるのである。

b 「裸だったらどうしよう」発言

また、平成 28 年 4 月には、雨に濡れた上着を脱ぐ様子を眺めた被控

訴人 W が、控訴人に、「上着の下が裸だったらどうしようかと思った」と発言した（判決文、19 ページ）。控訴人は、これに対して、羞恥心を感じているのであり（原告陳述書、21 ページ）、そうである以上、セクシュアル・ハラスメントだと考えられる。被控訴人 W はこの発言に、他意はなかったというかもしれないが、年配の男性教員から、女性の大学院生が、自分の裸を連想されたかのような発言をされることは、羞恥心を感じることが自然である。なお、判決文では認められていないが、原告陳述書 17 ページでは、2016 年 1 月 22 日に、居酒屋後の会計の際、控訴人の冗談に対して被控訴人 W は「キス？」と言って顔を近づけるということをしている。被控訴人 W にとっては、冗談に冗談で返したもので、他意はないと考えるかもしれないが、これも大学院生にとっては、自分が指導教員となる相手から性的な対象として見られているという、恐怖や不安を感じさせる、セクシュアル・ハラスメントだと考えられる。

c 電話による侵害

そして、被控訴人 W は控訴人に対し、たびたび電話をして、控訴人が電話に出ないと強い口調で咎めたことがあった（判決文、19 ページ）。上記の境界線の概念と同じように、時間にも境界線があり、自分の時間は自分のものであり、仕事や学校でないプライベートな時間では、自分の時間をどう使うかは個人の自由のはずである。電話にでるかでないかの選択は個人に任されるはずである。電話に出ないと強い口調で咎めるということは、控訴人にとって、「いつかかかるくるかわからない電話に、出ないといけない」と思わせられ、自分の時間を侵害され、コントロールされる感覚を抱かせるものだったと推察される。

d 二人きりの食事と直箸

そして、二人きりで食事をすることを求め、被控訴人 W の食べかけの食事を直箸で控訴人の皿にのせるという行為も行われているが（判決文、19 ページ）、言うまでもなく、誰かの食べかけの食事を食べられるか否かは、その人の衛生観念等、人によって異なるのであり、断ることが難しい関係性で行うと、相手が嫌だった場合に、暴力的な行為と化す

のであり、だからこそ、立場が上の者は下の者に対し、そうした行為はしてはならない。

なお、被控訴人 W は控訴人をたびたび食事に誘っているが、教員が食事に誘った場合、学生からは断りにくく、ましてや、本件の控訴人と被控訴人 W は、控訴人が入学前から、自分がとらなければ入学できないかのような、控訴人の将来を握っているかのような言動を繰り返しており、控訴人から断ることは難しい状況であった。そうした中で控訴人が食事に応じていることは、そこにどれだけの力関係があったかを見極めなければ、特段、良好な関係を示すものとはならない。なお、被控訴人 W の最終準備書面（10 ページ）では、フランクに断ればよかった、学生の将来を奪うような習慣はない、といったことが書かれているが、立場が上である被控訴人 W が自分の言動をどう認識しているかではなく、それが、立場が弱い学生にとって、どのように聞こえるかが問題である。被控訴人はそのハラスメントの基本すら理解していない。

e 作家等及び信奉者の罵倒

また、被控訴人 W は、控訴人の出席している授業において、村上春樹、河合隼雄およびユングらの作家自身、作品並びに思想を批判し、それらの作家を信奉する者は田舎者、馬鹿であるといった趣旨のことを述べている。もしも、作品や思想を批判すること自体は学術的な批判だとしても、信奉する者までを馬鹿にすることは、学術的な批判ではないと考えられる。控訴人が村上春樹や河合隼雄らを好んでいたと被控訴人 W W は認識していたと書かれており（判決文、20 ページ）、自分の言葉が、授業に参加している学生にどのように伝わるかの自覚がなかったと推測される。自分の将来を握っている指導教員が、授業中に自分を馬鹿だというかのような言動をしたならば、学生が委縮するだろうことは想像に難くない。

（ウ）関係の固定化から性暴力へ（甲 79 の 5 頁）

このように、判決文に認められている限りにおいても、セクシュアル・ハラスメントや、控訴人と被控訴人渡部の力関係の差を強化するようなことが、繰り返し行われており、この上下関係の固定化は、エントラップメ

ント型性暴力において、被害者の逃げ道をふさいでいく手段であり、地位・関係性における性暴力のフェーズⅡにあたる。

性暴力はプロセスの中で行われる。予兆的行動としてのセクシュアル・ハラスメントが続いた後、さらに深刻な性暴力が行われる。本件では、控訴人は、被控訴人Wのセクシュアル・ハラスメントに対し、身体を反らしたり、セクシュアル・ハラスメントだと認識しないようにすることで対応していた。まさに、「相手を信頼しているために、あるいは指導の延長化のように思わされているために」、それらの行動に強く拒否ができない状況になった。それは、電話に出ないと怒る、食べかけのものを皿に移すといったような、相手の境界線を侵害する行為でも同様である。相手を信頼し、指導の一環だと思うからこそ、違和感や不快感を感じても、強く拒絶することが難しい状況となっていた。

ウ フェイズⅢ

(ア) 性暴力被害の発生に至る。被害者は、最初は事を荒立てないようにとやんわりと抵抗をしたり、受け流そうとするが、多くの場合それは加害者に聞き入れられない。フェイズⅡで、すでに従属的な関係が作り出されているために強い抵抗が難しかったり、あるいは第三者の目があり、強く拒否することができない状況下で行われる場合もある。加害者は世間から信頼・尊敬されている人であるため、第三者の目がある状況下で強く拒否をした場合、コミュニティから排除されるのは被害者だからである。

もともと、自分の将来を握る指導教員と学生、という上下関係があつた上に、さまざまなセクシュアル・ハラスメントや境界線の侵害行為が重ねられ、上下関係はさらに強固にされていった。被害者が加害者に逆らいにくい状況を作り出し、性暴力が発生しやすい状況に誘い込むフェイズⅡが成立し、いよいよ、フェイズⅢの性暴力にいたる（甲79の2頁）。

(イ) 本件では、「お前の詩を見てやる」という名目、つまり指導の名目だったため、控訴人は被控訴人Wの誘いを断ることは難しく、ついていくことになる。途中で、指導ではないかもしれない、距離感が近く不快だと感じても（原告陳述書、27ページ）、指導する相手には強く拒否することはできない。そのような中で、被控訴人Wは、「入学する前はお前は人間

以下だった」「今は小学生くらいには成長した」（原告陳述書、27ページ）と、控訴人をさらに貶めるような言動をし、そして、被控訴人Wのプライベートな話をしたり、「体でも売るのか？」と性的な言葉をさしはさみ、控訴人が戸惑っている間に、さらに「俺の女にしてやる」と述べる。控訴人は、被控訴人Wと食事に行くことを断ることが難しく、そうした言葉を言われても、強く抗議することが難しい状況に置かれていた。なぜならば、フェーズIIで、様々なハラスメントをすでに受けているからである。様々なハラスメントを受けてきたからこそ、被控訴人Wに明確に拒否を伝えることは難しく、その場を立ち去るという選択肢をとることになる。

「俺の女にしてやる」という言葉は、言うまでもなく、指導教員から明確に、自分が性的対象として見られているという言葉である。好意を抱いていない相手から、一方的に性的対象として見られることは、恐怖を覚えることである。まして、それが自分の将来を握る相手からであったならば、自分は逃れられないのでは、ということにも、不安や恐怖を抱いたと思われる。控訴人は、修士論文計画書を出す前で（原告陳述書、29ページ）、自分の将来と、自分の身の安全と、本来ならば天秤にかけずともよい判断の間で、葛藤したものと推測される。

エ フェイズIV、フェイズV

（ア） フェイズIV

性暴力被害が発生したあとに見られる加害者の動きであり、加害者は性暴力加害を正当化しようとする。加害者は、恋愛であると好意を表明したり、指導者としての義務であり、そう指導させたあなたが悪い、と述べたりする。被害者は、性暴力を「拒否できなかつた自分の責任」だと思わされ、普通に振る舞おうとする。あるいは、被害だと認識してしまうとそのコミュニティにいることが苦しくなってしまうために、また、加害者に逆らってはそのコミュニティで生きていくことができないため、加害者の正当化を一時的に受容せざるを得ない場合も見られる（甲79の2頁）。

（イ） フェイズV

被害者による性暴力被害の自覚と告発である。加害者の正当化を一時的に受容せざるを得ない場合、被害者は心身に不調を示す。しかし、被害者

は、それを性暴力と捉えていないため、最初はなぜ自分に心身の不調が起きているかがわからないが、そのような中で、加害者の指導という名目が嘘であることが露呈して正当化の受容が困難になったり、あるいは被害者の心身の状態がさらに悪くなつて誰かに相談した結果、自分の身に起きたことが性暴力であった、と認識することが可能になる（甲79の2頁）。

（ウ）本件におけるフェイズIV・フェイズV（甲79の6頁）

そして、フェイズIVとなる。本件は、被控訴人Wが自分の言動を正当化しようという動きはあまり見られないが、原告陳述書からは、控訴人は、この出来事をセクシュアル・ハラスメントだとして対応するか、大事にしてはいけないか、悩み、葛藤しながら進んでいることが分かる。そして、フェイズV、被害者による性暴力被害の自覚と告発にいたる。

4 ハラスメントの構造とプロセスを踏まえた評価をなすべきこと

（1）大学院におけるハラスメントの特異性

控訴人が原審において述べたとおり、キャンパスセクハラや、なかでも大学院でのセクハラには特異性がある。

ア 甲44『キャンパスハラスメント 対策ハンドブック』もキャンパスセクハラの学校特有の問題として以下の点を挙げている。

①教員の成績・成果の評価権限が大きいこと

単位認定、卒業資格、就職先の推薦

教員の要求が不適正なものであっても、拒絶することが難しい

②閉鎖的な環境にあること

大学の自治

大学院では少人数構成の研究室に配属される 閉鎖性が一層強まる

被害者が抗議の声をあげることが難しい

③専門性が高い

周りの教員や職員は口を挟みにくい

④大学を辞めるという選択をしにくい

イ 甲19『キャンパス セクシャル・ハラスメント 対応ガイド』も、「大学院では、指導教員は、単に論文指導や成績審査を行うだけでなく、学会などでも大きな影響力を持ち、大学院生の就職を左右できる立場にあり」「そ

のために、大学院生に対して極めて大きな権力を行使でき」「そのような立場もある指導教員からセクシャルハラスメントを受けた場合、大学院生はよほどの決意がないと拒否したり抗議したりできない」もので、「深刻なセクシャル・ハラスメント事件が、かなりの数の大学院で発生しています」（甲19の4頁）と指摘している。

ウ 朝日新聞（甲56）でも「研究室でのハラスメントが後を絶たないこと、教授から不当なことをされても女性研究者は声を上げにいこと」を指摘している。

エ さらに、内田樹（甲80の1, 2）は、大学院レベルになると、一人の教師と一人の院生が一つのことについて、密度の高いやり取りをしており、その師弟関係は、本来は弟子の側に「自己放棄」と師への「全幅の信頼」を求める上で成立するものであるのに、本件ハラスメントはそれを悪用し、師弟関係において、教員が自分が他人を人格的に支配できることの快感を享受するために、一人の人間の「学ぶ」能力そのものに深い傷を負わせたものであることで許しがたく、単に不快な思いをさせたという程度のものではすまされないことであるとともに、師弟関係を辱めた点でも許しがたいことと指摘する。

（2）性暴力のプロセスが傷付きを累積させること

このような構造的な要因に加え、ここまで述べてきたように、性暴力は、実際に性的な行為や発言が行われたそのときのみならず、一定のプロセスを経て発生する。そして、その継続した被害により、傷つきが累積していくため、ハラスメントは人の心に深刻な精神的影響をもたらすのである。

自分の身体に触れることについて自分の意思を尊重されない、自分の時間を尊重されない、嫌だと思っているのに性的にみられる、そうしたことば一度でもショックを受けるが、それらが累積した場合、「自分は尊重される価値のない人間だ」「自分は勝手に他人に性的な対象とされる存在だ」という感覚を引き起こしかねない。暴力も、ハラスメントも、継続した場合の累積的な傷つきを、進んでくプロセスをとらえることが重要である。

（3）まとめ

こうした構造とプロセスを見失って、原判決のように個々の行為を分断的に評価しているようでは、ハラスメント行為の加害性を、そしてこれによる被害

者の深刻な被害を正当に評価することはできないのである。

第2 原判決がセクハラに関する基本的視点を欠いていること

1 原判決が被害と被害者に対する理解を欠いていること

控訴理由書3頁で述べたとおり、原判決には趣旨不明の必要とは思えない認定が散見される。

a 食事について、控訴人が拒絶する旨の意向を示したことはなかった旨の認定をしている（19頁）。

b 表面的には良好な関係であった（19頁）との認定もしている。

こうした認定は、力のある者の前で心の内を表現できないハラスメント被害に対する原審自身の無理解を示すものである。

文部科学省におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する規程（平成13年1月6日）の「セクシャル・ハラスメントの防止等のために文部科学省職員が認識すべき事項についての指針」（甲19の245頁）の「2 基本的な心構え」には、

（1）性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシャル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること

具体的には、次の点について注意すること

①親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること

②不快に感じるか否かには個人差があること

③この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと

④相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと

（2）相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと

（3）セクシャル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。セクシャル・ハラスメントを受けた者が、

上司、指導教官等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表明ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないとされている。

また、広島大学のハラスメント相談室の案内（甲59）にも「ハラスメントになるかどうかは、行為者の意図ではなく、相手や周囲の人間がどのように感じたかが重要な判断基準となります」（甲59の1）とあるし、X氏意見書も上記のとおり同様の指摘をしている。控訴理由書14、15頁に援用した判決においても、その趣旨は確認されているところである。

原判決はこうしたハラスメントについての基礎的な理解をも欠いている。

2 二次加害に対しても基本的な理解を欠いていること

二次加害に関する原判決の認定も、ハラスメントについての基礎的な理解を多くの点で欠いている。

(1) 控訴理由書2頁において、原判決の特徴として、大学の組織としての二次加害を免罪し、追認していることを指摘した。本件では、被控訴人W対控訴人というにとどまらず、被控訴人早稲田大学の組織対控訴人との関係において、大学の機能不全の実情を理解せず、教員集団の中の権力者（被控訴人W）に対する追従・忖度による二次加害を免罪、追認していることを指摘した。

(2) 被控訴人早稲田の対応（Mら教員の対応を含む）は、今日の大学のハラスメント対応に比して、著しく遅れたものであった。

「面倒なことは嫌だ」「大事にしたくない」「ハラスメント委員会等への報告を控えて」「委員会にいくと煩雑」「コースが潰されるかも知れない」「叩かれちゃう」「余り広まらないように」などの言葉を連発されれば、被害者の相談の決意は揺らぐこと、むしろ被害者を萎縮させることは必至であった。「寄り添う」「耳を傾ける」ことを基本とするハラスメントの基本対応（被控訴人早稲田のガイドラインも推奨する）とは180度の対応であったと言わざるを得ない。

「もっとすごいやつだ」「これはましな方だ」「手を出されていない」などという言葉も問題を矮小化して相談の意思を挫くものであり、「原告に隙がある」「視線の動かし方が異性を勘違いさせる」といった発言に至っては、被害

の原因が控訴人にあるとするもので、被害者的人格権をさらに侵害するものである。

そのうえさらに、「詫びの言葉があるといいのではないか」とのメールは、被害者の被害に対する理解をまったく欠くものであり（同6頁）、傷に塩を塗り込むがごとき行為である。控訴人にお礼を求めた**I**の発言も同様である（同6頁）。

（3）偏頗な認定による被控訴人早稲田大学の免罪

そして原判決は、多くの点で、偏頗な認定をすることにより、こうした被控訴人早稲田の対応の多くを免罪している。

ア 第1に、原告の指摘に答えず、その一方で客観性のある第三者証言を無視して教員側の供述を鵜呑みにする。

①「師匠の方か、弟子の方か」との質問に関する応答の不自然に関する指摘に何も答えない（控訴理由書4頁）。

②被控訴人**W**のセクハラがコースでは周知であったことについての認定を回避し（同4～5頁）、不間に付している。

③前記の「面倒なことは嫌だ」以下の発言が現実に相談を牽制する役割を果たしたことは否定できないのに、その指摘を無視する（同5、6頁）。

④3つの選択肢に関する認定では、控訴人や**■**の供述を無視し**M**主任の言い分を鵜呑みにする（同5頁）。

イ 第2に、**M**主任が教員変更に尽力し、控訴人がこれを全面的に受け入れていたように描くが、そうでないことは、被控訴人**W**に謝罪を求めたことにも明らかである。原判決は、相談のプロセスにおいて相談する側が、前記の通りその立場、地位から、常に教員の心証を害してはならないというプレッシャーの下にあることをまったく理解しようとしない。

ウ 第3に、教員間にある追従と忖度を見過ごしている。ハラスメントの情報の拡散を恐れた理由について、被控訴人**W**に悟られてはいけないという配慮の点を強調するが、被控訴人早稲田のガイドラインのとおりであれば、問題をハラスメント委員会に提起するのに何の遠慮もいらなかつたはずであって、それを妨げたのは、コースの創始的な立場にあった被控訴人**W**に対するおもねりや忖度であったと言わざるを得ない。**M**主任の「僕から言

って、W教授が謝罪すると思う？」との発言はそれを象徴するものである。

エ 第4に、原判決はここでも、教員らの個々の対応を分断して評価することにより、組織としての取組みが不十分であったことについて適切に評価しようとしている。

(4) こうして二次加害の責めを負うべき教員や組織としての控訴人早稲田大学について、原判決は多くの二次加害やそれにつながる行為を免責しているのである。

第3 被控訴人らが控訴人を退学に追い込み、その学習・研究の機会を奪ったこと

1 退学に至った理由

退学に至ったいきさつ及び理由は、控訴人の陳述（原告20～21頁）はもとより、[]、[]らの陳述書に明らかかなとおりである。

控訴人は、「俺の女」といわれた直後から中退を考えており、4月23日には「学校やめたい」とつぶやき（甲28のTwitter）、そして、2017年7月にははっきりと決意した（原告20頁、甲3の13頁）。■の陳述書（甲26）のとおり、控訴人は、被控訴人Wから「俺の女」発言をされて間もなく、■に相談のメールを送り（4月22日、23日）、以後も被控訴人Wから電話がかかってくる（4月24日）、授業にでるかどうかまよっている（4月26日、5月10日）と連絡てきて、5月後半にも、被控訴人Wに遭遇しないか不安を訴え、さらに、M主任の対応にも、さらには学校に失望してしまい、授業に行くことができない、という心痛を訴え、出席不足で授業の単位も足りなくなってしまったし、もう修士論文だけ出し、中退する事も考えていると言った。そして7月4日には、「死にたい、死にたい、という気持ちから逃れられないので」と■にメールし、「修士課程を卒業しないときめました」と退学の意思を伝えてきたというのである（甲26の5頁）。

も、2017年秋学期のはじめには、本人から、修士論文は提出するが、「必修科目の単位は取得せずに中退するつもりであることを聞かされているし（甲49の陳述書3頁中段）、■にも、「学校に居づらくなってしまったので、必要最低限の用事以外は学校に来るのをやめようと思う」と伝えている（甲4の5項）。そして控訴人自身も「大学に行った日もW氏が平然と学内を歩いてい

るのを見」で「混乱し」「なぜ学生を性的対象としようとする人が平氣で教鞭をとっているのか、なぜ周囲もそれをよしとしているのか、理解することができ」ず、「この学校に居続ける意味はあるのか」と悩み、そして前記のとおり、「修士課程を卒業しないときめました」というのである（甲77の50～51頁）。また、その後のH氏とのメール（甲43（2018.5.11）、甲66（2018.3.2））で、「謝罪がなく、大学の対応に納得できなかつたこと、体調を崩し、出席もままならず、修士論文だけを目標になんとか最低限の授業に出ていたこと」を連絡している（原告20～21頁、甲77の50～51頁）。ここで控訴人が「修士号をとることも必要と感じていなかつた」と述べているのは、修論を書き上げながら退学を選んだことに対する弁明であり、そもそも卒業する意思がなかつたことを意味しない。

かくして、被害者の心境を辿ってみれば、控訴人が中退を決断した最大の理由は、「文学や教員、早稲田大学に失望したから」であること（原告21頁）、ハラスメントの主犯である被告Wはもとより、2次加害を与えたM、Wを擁護するに熱心なI、さらに表面的に取り繕うばかりで、根本的なハラスメント解決を目指さない他の教員から大学全体に対する失望を深めていったためである（原告21頁、甲26・■、甲53・■）ことは明らかである。

2 原判決の誤り

しかるに、原判決は、被控訴人Wのハラスメント行為と控訴人の退学との間に相当因果関係があるとまではいえないとする。しかし、まったく根拠を欠いた認定である。

(1) 控訴人が入学当初から単位取得に必要な出席をしておらず、もともと語学に関心をもっておらず、入学当初から創作に関心があり、修士号を取得する必要性も感じていなかつたとするが、多額の授業料を納めていた控訴人が、最初から中退、退学を方針としていたかのような議論で、飛躍が甚だしい。早稲田大学の「眞面目に授業に来ているようでは本当の文学は学べない」の気風もあつて（原告準備書面（4）2頁）、完璧に出席できたとは言い難い面はあるが、語学関連も含め、2017年春学期の5月ないし6月までは相当程度出席もしていることは否定しがたい。

(2) 前記の通り、控訴人は俺の女発言以降、学校に行くことに抵抗を感じるよう

になつたばかりか体調も崩し、授業に出席できなくなつていった。

ただ、修士論文だけは提出したいと考え、そのために必要な単位に関連する授業（修論審査の副査であった **I**、**R** 教授。原審原告準備書面 6 頁）、また、俺の女発言の際に相談に乗ってくれ、あるいは詩作を援助してくれた（**H** 教授、**P** ら）の講義には、最低限出席（発表の日など）したというのである（甲 78 のとおり発表のときなど。原告 21 頁、**R** について甲 42）。

その反面で、そうした必要性のない科目については、出席しなくなつた（原告 22 頁）。語学科目だけではなく、演習科目もそうである。甲 78 の 2017 年春学期 **■** 教授のように上記の必要性のない授業にはほとんど出席しなくなり単位が取れていない。また、既述のとおり、出席が足りなくとも（なくとも）単位をくれる教員がいるために（**R** 教授も）、わかりにくい面はあるが（原告 22 頁、2016 年秋学期の「中国古典語 2」は出席 0 で単位をくれている）、2017 年春学期の **■** 氏も単位をくれているものの、甲 78 のとおり 6 月から全欠席であり、本来なら単位は取得できる状況にはなかつた。

語学は被控訴人 **W** とは関係ないという主張もあるが、大学に行くこと自体が苦痛だったというのであるから、その点が根拠となる余地はない。

(3) 控訴人が語学に関心がなかったかのようにも述べるが、相対的に関心が低かったにしても、語学の単位を取ることを放棄していたわけではない。「語学は平成 29 年春以前からほとんど出席していない」ともいうが、まず、1 年目の語学が欠席が多く G 評価だからといって、それはその時点での関心の深さによるのであり、2 年目に履修することも可能であるから（現に 2 年目にエントリーしている）、そのことだけで語学を放棄したことにはならない。実際、2 年目も卒業に必要な分を履修科目にあげており、春学期についていえば、「Academic Skill」については 8 回、「英語 11」も 5 回は出席していた（語学の履修意思がないなら、このように出席はしない）。ところが、被控訴人 **W** のセクハラの解決が放置されることとなった 6 月を境に、出席が途絶えるという経過を辿り（甲 78）、秋学期も同様となっている。「語学の履修意思がなかった」との主張は、こうした経過と明らかに矛盾している。

さらにいえば、語学科目の単位だけの問題であれば、もう一年留年して取得することも可能であったが、控訴人はそれに堪えるだけの精神的余裕もなかつ

たのである。

要するに、語学の単位不足は中退の原因ではなく、控訴人に中退を決意させた最大の原因是ハラスメントであり、語学の単位不足はその結果に過ぎない。

3 ハラスメントは退学の決定的な要因であること

原判決は、俺の女発言等のハラスメント行為によって精神的苦痛を受けたことが認められ、これらにより学習意欲減退し退学の一因となったことはうかがわれるものの、退学を余儀なくされた事実は考慮できないとするが（65頁）、出席を極めて困難にしたのは、被控訴人Wのハラスメントであり、被控訴人早稲田大学の対応の不備であった。ハラスメントの問題は、控訴人にとって退学の一因どころではなく決定的あるいは最も重要な理由である。

また、単位が足らないだけなら、留年という選択肢もあったはずであり、控訴人も修士1年のころは3年間通うことも考えていたが、セクハラを受けてからは、もうこのコースからは早く離れたいと思うようになったことも既に述べたとおりである（原告22頁）。

要するに、退学が最終的には自分の判断によるとしても、その学習の意欲と条件を奪い、大学に在席することを困難とし、学習研究の機会を奪ったのが、被控訴人Wのハラスメントと被控訴人早稲田大学の対応であったこと、それが一因どころか主要な要因であったことは、以上に明らかである。